

電力料金に関する確認書（案）

需要者	: 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
供給者	:
需要場所	: 岐阜県岐阜市野一色4丁目6番1号

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下甲という）と
（以下乙という）とは、 年 月 日に甲乙間において締結された、電気需
給契約（以下原契約という）第8条（料金）に基づく電気料金につき、以下のとおり確
認する。

1. 料金

（1）基本料金

基本料金は1月につき別紙2のとおりとする。

①常時電力について、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使
用した場合を除く）の基本料金は半額とする。

②常時電力、自家発補給電力（使用月）について、力率が85%を上回る場合は、
その上回る1%につき基本料金を1%割引し、85%を下回る場合は、その下回
る1%につき基本料金を1%割増する。

基本料金の算定式は、以下の通りとする。

契約電力×基本料金単価×{1 - (力率/100 - 0.85)}

③自家発補給電力（不使用月）について、基本料金単価は使用月の〇〇%の単価と
する。

（2）電力量料金

電力量料金はその1月の電力使用量によって算定し単価は別紙2のとおりとする。

（3）燃料費調整額及び市場価格調整額並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金

燃料費調整単価は中部電力ミライズ株式会社が定める価格を適用する。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は経済産業大臣が設定する価格を適用する。

2. 本確認書の有効期間

本確認書は2026年4月1日から適用されるものとし、有効期間は原契約と同様とす
る。

この確認書締結の証として本確認書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 岐阜県岐阜市野一色4丁目6番1号
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
理事長 桑原 尚志

乙